

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22530055

研究課題名(和文) 二酸化炭素排出量取引の市場における競争制限と排出量貿易に関する包括的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Research on Restraints of Competition on the Markets of CO2 Emissions Trading and on International Emissions Trading

研究代表者

沢田 克己 (Sawada, Katsumi)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：40187290

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)： 2005年2月16日に発効した京都議定書に基づき欧州連合が制定した排出量取引指令によって、EU ETSが設立された。

排出量取引指令はイギリスおよびドイツにおいても国内法化されたが、ドイツにおいては、施設プールの形成が認められていた。しかし、プールには競争法との潜在的な抵触がある。その結果、2009年4月の指令改正によって第二フェーズ終了後はプールを維持することができないこととされた。

一方、国際排出量取引は現実に行われてはいない。仮に国際排出量取引をめぐる紛争がWTO紛争解決機関に提訴された場合、GATT 20条、GATS 14条という一般的例外の発動によって措置が正当化される可能性が高い。

研究成果の概要(英文)： Based on the Kyoto Protocol coming into force on the 16th February 2005, the EU established EU ETS by issuing the Emissions Trading Directive.

The U.K. and Germany as its Member States implemented the Directive. Germany allowed operators of installations to form a pool of installations, which implied a potential conflict with competition laws. Thus, the formation was prohibited after the conclusion of the second phase by the amendment of the Directive of April 2009.

International Emissions Trading, on the other hand, has not taken place, so far. When disputes surrounding International Emissions Trading would be brought to the Dispute Settlement Body of the WTO, General Exceptions of the GATT Article XX or GATS Article XIV would probably be applied to justify illegal restrictions on trades in emission allowances.

研究分野：経済法

キーワード：排出量取引 京都議定書 地球温暖化 二酸化炭素 競争制限 WTO 競争法

1. 研究開始当初の背景

1992年の「気候変動に関する国際連合枠組条約」(United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC)を受けて、1997年に採択され、2005年2月16日に発効した京都議定書(Kyoto-Protocol)は、2008年から2012年までの約束期間中に達成すべき温暖化ガス排出量削減について国及び地域ごとの明確な数量目標を定めた。かかる削減義務の達成手段の1つとして、同議定書は排出量取引(Emissions Trading)を定める(17条)。

わが国においては現在のところ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日、最終改正:平成26年5月30日)がその第5条(事業者の責務)及び第20条の5(事業活動に伴う排出抑制等)において温室効果ガスの排出の抑制に関する努力規定を置くにすぎず、経団連を中心としたボランティア・ベースの取り組みのみみられるだけである。しかし、本研究申請時の2010年9月の国連の気候変動サミットで、鳩山総理は「日本は2020年までに1990年と比べて25%の温室効果ガスを削減する」と宣言した。この約束を実現する具体的な施策は未だ必ずしも明らかではないが、この目標の達成は、キャップ・アンド・トレード方式による義務的な排出量取引の制度の創設なくしては考えられない。事実、東京証券取引所グループと東京工業品取引所が、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量取引市場の運営で共同出資会社を設立することが同年10月19日、明らかになった。

ここで形成される排出量取引市場(炭素市場)において競争が制限されれば、当初の期待通りの効果が期待できない。この市場での競争維持政策はわが国においてどのように立てられるべきかについての研究は他に類を見なかった。また、国際排出量取引が開始される時に貿易の自由が保障されなければ、やはり、国際市場が機能不全に陥る。国際排出量取引における貿易自由化政策がいかに展開されるかも不明の状態であった。

2. 研究の目的

本研究は、炭素市場において競争制限の生ずる可能性とそれに対する競争法上の対処のあり方及び排出量貿易に関する国際ルールを解明するため、排出量取引制度を分析した上で、すでに排出量取引が実施されているEUならびにその加盟国中最大の二酸化炭素排出国である英国及びドイツの制度と競争法上の対応ならびにガット/WTOの排出量貿易原則を解明し、以てわが国の競争政策、通商・通関政策への示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究対象の国及び国際組織の排出量取

引と競争法及び環境と排出量貿易に関する書籍、文献、資料等を渉猟し、また、インターネットを最大限に活用して研究した。

(2) 研究代表者は、外国の制度、実務を研究するにあたっては、書籍、文献等による調査だけでは実際の状況を正確に把握できないことをこれまでの研究において痛感した。そのため、本研究の各対象国・国際組織の所轄機関、事業者団体等を訪問し、現地において情報収集を行うとともに、聞き取り調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 排出量取引制度の基礎をなした国際的な審議会、交渉、条約等を経て、京都議定書が1997年に採択され、2005年2月16日に発効した。成立の経緯、その目的、そこにおける締約国の義務、義務の達成手段、なかんずく排出量取引の実施方法を調査、分析したところ、同議定書の主な目的は附属書Aに掲げる温室効果ガス(二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)及び六ふっ化硫黄(SF₆))の全体の量を2008年から2012年までの約束期間(第一フェーズ)中に1990年の水準より少なくとも5パーセント削減することにある。かかる削減義務の達成手段として、京都議定書は国内レベルの措置と国際レベルの措置を定める。前者については2条1項a号が「新規のかつ再生可能な形態のエネルギー、二酸化炭素隔離技術並びに進歩的及び革新的な環境上適正な技術を研究し、促進し、開発し、及びこれらの利用を拡大すること」や「すべての温室効果ガス排出部門における市場の不完全性、財政による奨励、内国税及び関税の免除並びに補助金であって条約の目的に反するもの漸進的な削減又は段階的な廃止並びに市場を通じた手段の適用」といった8項目を列挙している。国際レベルの措置として、京都議定書は次の3つの手法を定める。すなわち、排出量削減単位の他の附属書締約国への移転又は他の附属書締約国からの取得(6条・共同実施(Joint Implementation: JI))、低排出型の開発の制度(12条・クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism: CDM))、及び、排出量取引(Emission Trading)(17条)である。これら3つの措置は、「京都メカニズム(Kyoto-Mechanisms)」と呼ばれる。京都メカニズムの背景には、地球気候変動にとっては温室効果ガスがどこで排出されるかではなく、どれだけの量が排出されるかだけが問題であるとの考えがある。また、これらのメカニズムによって、経済効率性の高い目的達成が可能となると考えられている。

これらのうち、排出量取引は共同実施やクリーン開発メカニズムと異なり、民間機関が参加するプロジェクトのレベルにおいてで

はなく、政府間で直接に行われる。京都議定書17条は、同議定書附属書Bに掲げられた締約国(先進国に限られる)が排出量取引に参加する可能性を定める。発展途上国が排出量取引に参加できないのは、その産業が未発達であり、それから排出される温室効果ガスがわずかだからである。排出量取引は、温室効果ガス削減義務の遂行のための附属書B締約国の国内措置の補足として行われるものと位置づけられる。排出量取引の具体的なあり方は、京都議定書において定められていない。その17条1文は、「締約国会議は、排出量取引(特にその検証、報告及び責任)に関する原則、方法、規則及び指針を定める」とするにすぎない。詳細な具体化は、ボン合意及びマラケッシュ合意において実現した。ボン合意においては、形式的な決定がなされたというよりも、特に重要な論点についての政治的着がなされた。多様な論点を包括的なパッケージにまとめる必要があったのは、多数の締約国が参加する会合において個別の争点を交渉することは困難であると考えられたからである。マラケッシュ合意においては、ボン合意での決定内容が詳細な合意文書に置き換えられた。そこにおける中心的な部分は、J I、C D M及び排出量取引の3つの京都メカニズムの詳細なルールである。排出量取引は本来、J I及びC D Mと結びつけられるべきでなく、これらと並行して実施されるべきものである。従って、排出量取引の枠組みにおいては、「割当量単位」(Assigned Amount Unit: AAU)だけが取引の対象となり得るはずである。その際には、削減義務の完了の後に残る温室効果ガス量の分について生ずる排出権の取引がなされることとなるはずである。しかしながら、マラケッシュ合意においては、AAUの他に、次の3種類の排出権が自由に取引されることとされた。

「排出量削減単位」(Emission Reduction Unit: ERU)。ERUは、京都議定書第6条及びそれに基づく要件に則って発行される単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは第5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。すなわち、J Iプロジェクトの実施によって成立し、相手国から投資国に移転され、そこで積み立てられる単位である。

「認証排出量削減」(Certified Emission Reduction: CER)。CERは、京都議定書第12条及び同条文における要件に則って発行される単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは第5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。すなわち、C D Mプロジェクトの枠内で成立する単位である。

「除去単位」(Removal Unit: RMU)。RMUは、決定-/CMP.1(割当量計算方法)中の登録に関する関連規定に則って発行される

単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは第5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。すなわち、炭素を環境システムによって大気から抽出し、結合する場合に、当該国が持つ単位である。

なお、締約国は余剰の排出権を一定の制約の下に次のフェーズに繰り越す(Carry-over)ことができることとされた。

(2) 京都議定書上の義務の遂行として欧州連合が2003年に立法した排出量取引指令(DIRECTIVE 2003/87/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC; RICHTLINIE 2003/87/EG DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTES UND DES RATES vom 13. Oktober 2003 über ein System für den Handel mit Treibhausgasemissionszertifikaten in der Gemeinschaft und zur Änderung der Richtlinie 96/61/EG des Rates)によって、「共同体温室効果ガス排出枠取引制度」(以下、「EU ETS」という。)が設立された。その制度的な枠組みおよび内容は、次の通りである。

排出量取引義務が生ずる活動は、排出量取引指令附属書に列記されている(全て、二酸化炭素排出を伴う活動)。附属書は、対象となるガスとして京都議定書附属書Aに掲げると同じ6種の温室効果ガスを挙げる。附属書は、構成国が国内割当計画(National Allocation Plan; Nationaler Zuteilungsplan 以下、「NAP」という。)を立てる際に遵守すべき(一部は「遵守しなければならない」)判断基準を立てる。附属書は、附属書に挙げられている活動からの温室効果ガス排出についてのモニタリングと報告書提出に関する原則を定める。附属書は、排出量取引義務のある施設が毎年提出しなければならない温室効果ガス排出報告書の検証(Verification; Prüfung)の基準を定める。

NAPは2012年に終了する第2フェーズまでは各構成国が立案し、欧州委員会の承認を得ることとされていた。しかし、2013年からの第3フェーズについては、欧州委員会が欧州全体のキャップを設け、全構成国について単一のルールに基づいて排出枠の割当を行った。その実行は、欧州委員会の規則による。EU ETSにおいては、各構成国にはそれぞれ国内の発電施設と産業施設から排出される二酸化炭素総排出枠上限であるNAPを立てる義務がある。各構成国は、二酸化炭素排出枠を国内の個別施設に配分する(その総量は、NAPの量と同じである)。

1許容量単位は、二酸化炭素1トンの排出量をカバーする。各NAPは、各フェーズの期

間毎に立てられる。事業者間の排出枠の売買は、炭素価格を生じさせる（二酸化炭素1トン当たりの価格となる）。各施設への排出枠の数は排出量取引指令によって直接に決定されるのではなく、2段階の手續を通じて各構成国によって決定される。NAPの策定と、1フェーズごとの排出枠の総数および施設の操業者への排出枠の割当である。

排出量取引指令において注目すべきなのは、同指令28条1項は、構成国は第1フェーズおよび第2フェーズにおいて、附属書にリストされた同じ活動を実施する施設の操業者に対して、プール(pool)を形成することを許可できるとすることである。同じ活動を実施する施設の操業者でなければプールを形成できないので、例えば、複数の石油精製操業者はプールを形成できるが、石油精製業者と燃焼施設操業者はプールを形成できない。プールの形成はスキームの全ての取引の側面がプールを構成する全ての施設のための受託者(trustee)によって扱われることを意味する。しかし、プール内の全ての施設がそれぞれに温室効果ガス排出許可証(greenhouse gas emissions permit)を保有しなければならず、かつ、NAPにおいて別々の割当を受ける。

各構成国がプールの形成を許すか否か、また許すとして、許可の条件について裁量権を有する。したがって、構成国は一定の活動についてのみプールの形成を許可することもできるし、1つの活動の特定の一部についてのみプールの形成を許可することもできる。しかしながら、構成国は裁量権の行使において無差別の原則によって拘束される。構成国が1つの活動についてプールの形成を許可し、他の活動については許可しない場合、次の2つの事情のいずれかがあることを立証しなければならない。すなわち、他の活動を行う施設が類似の状況にないこと、または、他の施設が類似の状況にあるとはいえ、異なる取扱いを正当化する客観的な正当化事由があることである。

(3) 連合王国においては、2003年12月31日までの構成国による国内法化を命ずるEUの排出量取引指令(31条1項)のスケジュールに沿い、2003年12月31日、3規則からなる「2003年温室効果ガス排出量取引スキーム規則」が発効した。これらは1年のみを対象として定められたものであり、毎年改正されている。連合王国においては、排出量取引指令に従って開設、運営されているETSと、それ以前から創設されていた連合王国が独自に創設したUK ETSがある。排出量取引指令を国内法化した連合王国法の構成、プールの形成の有無とその実態、排出量取引の実施における事業者団体の関与と英国競争法の関係は、次の通りである。

すなわち、連合王国は排出量取引指令を国内法化するに当たり、監督官庁、「許可証」

の発行、その譲渡の構成、排出枠の割当、発行および引渡、第1フェーズ国内割当計画の実施、第2フェーズ国内割当計画の実施は、EU排出量取引指令に準じて行われた。連合王国に特徴を示す点として、監督官庁の分掌がある。すなわち、ETS規則はイギリスにおけるEU ETSの運営に関わる多数の機関を定める。そこにおいては、イギリスのNAPの策定など、スキームの枠組みを設定する機能とスキームの日常の運用を管理する機能が区別されている。

前者のスキームの枠組みを設定する機能は、国務大臣に留保されている。すなわち、NAPの策定と排出枠割当の最終決定をなすのは国務大臣である。ただしそれは、スコットランド、ウェールズおよび北部アイルランドにおける施設が関連する限りで、その行政機関との合意において行われなければならないとされている。

他方、許可証の発行と管理やスキーム上の義務の強制を含むスキームの日常の運用を管理する後者の機能は、施設の所在場所により4つの規制当局(regulator)が分掌している。すなわち、イングランドとウェールズに所在する施設については環境庁(Environment Agency)、スコットランドに所在する施設についてはスコットランド環境保護庁(Scottish Environmental Agency)、北部アイルランドに所在する施設については監察長官(Chief Inspector)、海上に所在する施設については国務大臣である。

イギリス独自のETSであるUK ETSは、基本的にベースライン・アンド・クレジット方式を採用していた。これらに加え、イギリスは温室効果ガスの抑制のために、気候変動税と気候変動協定を採用している。とりわけ、後者においては事業者団体と政府の関わりが深い。すなわち、セクター目標設定(統括協定)基準年(base year)に比してコスト効率的に何パーセントの改善が可能であるかを交渉することにより、セクター別に設定された。準セクター目標設定(準統括協定)は、例えばアルミニウム分野はアルミニウム精錬分野、アルミニウム圧延分野などの多数の分野に分けられた。設備別目標(個別協定)は、セクター団体は、セクター目標の交渉において「ボトム・アップ」方式を用いたか「トップ・ダウン」方式を用いたかにより、参加設備ごとに個別目標を割り当てる。ここで競争制限があり得る。各操業者は、全てまたは数カ所の施設に適用される複合目標(composite target)を選択することも、個別の施設に適用される分離目標(separate target)を選択することもできるが、いずれにしても、個別目標の個別施設への割当量により、事業活動が制約される可能性があるからである。

(4) ドイツにおいては、排出量取引指令の国内法化は3つの部分に分けて行われた。す

なわち、

連邦インミッション保護法(Gesetz zum Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Luftverunreinigungen, Geräusche, Erschütterungen und ähnliche Vorgänge (Bundes-Immissionsschutzgesetz))による施設に関する排出量取引指令の国内法化のための法規命令の制定

「温室効果ガスの排出枠の取引に関する法律」(Gesetz über den Handel mit Berechtigungen zur Emission von Treibhausgasen vom 8.7.2004 以下、TEHG)の立法

「2005年から2007年までの割当期間における温室効果ガス排出枠に関する国内割当計画に関する法律」(以下、2007年割当法)の立法である。

これらの立法により、排出量取引の対象、排出認可、排出量の算定及び排出量報告義務、排出枠割当、排出枠配分等について詳細な定めが置かれた。

ドイツについて注目すべきなのは、施設プールの形成が認められていたことである。排出量取引指令28条を受けたTEHG24条1項1文は、規制当局は受託者(Treuhänder)が同条2項所定の義務を満たすことを保証し(gewährleisten)、かつ欧州委員会が異議を唱えない場合、申請に基づき同じ活動分野に属する責任者に施設プール(Anlagenfonds)を形成することを許していた。施設プールはドイツにおいて製鉄、石油精製等の分野で数件形成された。施設プールの特徴は、複数の施設が一体にまとめられ、それとともに排出量取引において総体とみなされる点にある。排出枠の割当と発行は個別施設ではなく、受託者を通じてプール内施設全体に対してなされる。しかし、排出量取引の基礎としての基本義務、とくにTEHG5条の報告義務については個別施設に課される。プールは排出枠取引そのもののみ関係する。ただし、報告書が提出されない場合は、受託者口座が閉鎖(TEHG17条)されることとなる。したがって、プールに属する施設の操業者の1が報告書を提出しないと、他のプール内操業者全体が不利益を受ける。しかし、プールにおける受託者と操業者の間の契約には多くの条項が盛り込まれ、そこから多くの法的問題が生ずるおそれがある。競争法との潜在的な抵触もその一つである。その結果、2009年4月の改正によって指令28条は改められ、第二フェーズ終了後はプールを維持することができないこととされた。30条2項j号により、欧州委員会が2003年指針において欧州競争法との関係について警告するなど、排出量取引と競争政策の抵触のあり得る1局面である。

ドイツにおいては、事業者または事業者団体による「自主義務負担宣言(Selbstverpflichtungserklärung)」が行われることがある。これには法的義務はない。政府は、せいぜい宣言の名宛人にすぎない。かかる宣

言を遵守させる強制的手段はないため、「自由意思による自主義務負担(freiwillige Selbstverpflichtung)」とも呼ばれる。国家措置によるのであれ、一事業者の単独のイニシアチブによるのであれ、事業者の協力によるのであれ、市場経済秩序を侵害して環境保護を実現することはあり得ないわけではない。ここにおいて環境保護と競争の間に緊張関係が生じ得る。仮に自由意思による自主的義務負担が環境保護を目的とする競争制限的な事業者間の申合せなり事業者団体の行動、すなわち環境保護カルテルを意味するのであれば、それは環境保護のためには有益であり得るかもしれないが、事業者間の競争を制限するものであって、緊張関係の程度が最大になる。気候変動をめぐっても、排出量取引指令に基づく排出量取引システムの導入の前にすでに事業者ないし事業者団体による自主的な規制が行われた。

なお、かかる事業者団体の自主義務負担は環境税の回避のために開始され、また早期行動を促すために政府が支援した。したがって2005年までは重要な意味があったが、政府にとって現在は重大であるというわけではない。とくに2013年以降は排出枠の配分は欧州委員会の規則によってEU全体が統一的な基準で行われているので、ほとんど意味がなくなった。

かかる経済界の自主義務負担に対しては、相当性(Verhältnismäßigkeit)の他に、不両立(Inkompatibilität)の側面からの批判がある。すなわち、自主義務負担に服する事業者団体ないし事業者の多くは、自主的義務に加えて排出量取引に参加しなければならず、もしくはその影響を受けるということである。しかし、自主義務負担の枠内において宣言される目標は、特定分野にのみ妥当するのであって、経済全体に及ぶわけではない。また、個々の事業者は当該分野の目標に貢献すること、ないしは、自主義務負担を分かち合うとのコミットメント(「連帯宣言」(Solidaritätserklärung)と呼ばれる)を当該の団体になすことを勧められるにすぎない。目標不達成の場合の規制はなく、したがって強制手段がないことから、上の批判は当たらないと考えられる。

(5) 京都議定書は、排出量取引が国境を越えて、すなわち国際的に行われることを予定している。排出量取引が国際的に行われる場合のWTO諸協定との関係はどうかについて注目される。しかし、2009年12月に行われたCOP15のコペンハーゲン合意によって、排出量取引は各国内やEUなど地域を中心とする市場となり、国際取引自体の可能性が縮小する可能性がある。

かかる状況を背景として、これまでのところ、国際排出量取引は現実に行われるには至っていない。したがって、WTO締約国がWTO紛争処理機関(Dispute Settlement

Body) に提訴して紛争処理手続がとられた事案もまた、みられない。しかしながら、中長期的には国際排出量取引が開始し、また、それをめぐる国際紛争が発生する可能性が高い。

仮に国際排出量取引をめぐる紛争がWTO紛争解決機関に提訴された場合、それを解決する規範はGATTであるか、GATSであるかについて、まだ確定していない。しかしいずれの規範が適用されるとしても、GATT 20条、GATS 14条といった一般例の発動によってWTO諸協定に違反する措置が正当化される可能性が高いというべきである。GATT 20条に関する事例は蓄積されている。しかしこの条項は不当な貿易制限の偽装として利用される可能性があるため、パネルはそれを環境保護措置に適用することに対しては極めて消極的であった。GATS 14条は(b)において、「人、動物または植物の生命または健康のために必要な措置」を挙げる。GATT 20条b号とよく似た条項である。

従来、環境問題等についてGATT 20条(b)を適用する場合、必要性基準の立証が困難であるために、これを環境措置の正当化要因とすることは困難であるとされていた。しかし、米国の国境を越える賭博サービスの供給に影響を与える措置に関する上級委員会報告(2004-2005年)において、GATS 14条における「必要性」の要件の充足性が審議され、米国の当該3つの連邦法は必要性基準を満たすと判断された(ABパラ 323-327)。この先例によって、必要性基準をめぐる困難は著しく緩和されたといえよう。そのため、将来的には現実的にこれらの正当化条項が国際的排出量取引において機能するものと見込まれる。

<引用文献>

Bernhard Mühlbauer, Emissionshandel: System und öffentlich-rechtlicher Rechtsschutz, 2008

Stefan A. Geiger, Wettbewerb in der Abfallwirtschaft: eine Untersuchung gemeinschafts-, verfassungs- und vergaberechtlicher Probleme der verbindlichen Abfallwirtschaftsplanung, 2007

Jan Hoffmann, Herausforderung Klimaschutz: Entwicklung und rechtliche Behandlung unter besonderer Berücksichtigung des Emissionshandels, 2007

Defra, The UK Greenhouse Gas Emissions Trading (Amendment) Scheme 2008 <http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/trading/uk/pdf/uk-ets-cao2008.pdf>

Claudia Bustamante & Peter Kien-hong, An Environmental Program for Trading Carbon Emissions for the WTO, 2009

Walter Frenz, Emissionshandelsrecht: Kommentar zum TEHG und ZuG, 2., überarb.

u. aktualisierte Aufl., 2008

Gert Van Castler, Denise Prévost (ed.), Research Handbook on Environment, Health and the WTO, 2013

ほか多数

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

沢田克己他、成文堂、現代企業法学の理論と動態、2011、担当 825 - 845 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

沢田 克己 (SAWADA, Katsumi)

新潟大学・人文社会教育科学系・教授

研究者番号: 40187290

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: